

入院基本料に関する事項

北棟4階(N4)病棟

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に基づいて診療・看護を行っている医療機関です。下記の施設基準を関東信越厚生局(長)に届出を行っています。

| | |
|------|-----------------|
| 病棟種別 | 療養病棟入院基本料1 20:1 |
| 病棟 | 北棟4階(N4) |
| 病床数 | 42床 |

当該病棟では、1日に5人以上の看護職員(看護師及び准看護師)5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち数は 14人以内
看護補助者1人あたりの受け持ち数は11人以内
- 夕方 16時30分 ~ 翌朝 8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち数は 21人以内
看護補助者1人あたりの受け持ち数は42人以内